女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性が管理職として活躍でき、男女ともに働きやすい雇用環境を作るために、次のように行動計画を策定する。

- 1. 計画期間 令和7年4月1日~令和11年3月31日までの4年間
- 2. 目標と取組内容・実施時期

目標 1:管理職(課長級以上)に占める女性の割合を 15%以上にする。

<取組内容>

令和7年7月~

男女問わず、事務職員の階層別研修でマネジメントを学ぶ機会を提供する。

目標 2:次世代支援休暇(子の学校行事等での特別休暇)の取得促進

<取組内容>

令和7年4月~

- 所属長会議において、次世代支援休暇の周知を管理職等に行う。
- 学内イントラネットを利用し、教職員全体へ次世代支援休暇の周知を広く行う。
- ・学校行事が盛んな時期(入学式、卒業式、体育祭、文化祭等)には、学内イントラネットを利用し、逐次周知を行う。

目標3:年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする

<取組内容>

令和7年4月~

- ・個人の1年間の年次有給休暇取得目標を「12日」とし、より高い目標設定を行う。
- ・所属長会議において、年度の早めの時期でのまずは5日取得することを働きかけて年間の取得日数増加を図る。

令和7年6月~

年度始めの繁忙期終了後に、学内イントラネットを利用し年次有給休暇取得の奨励を行う。

令和7年12月~

• 年度末前に再度学内イントラネットを利用し、年次有給休暇取得の奨励を行う。